

避難勧告等の発令時の対応について

1. 先般、大村市は、公立保育所及び公立こども園の避難勧告等発令時の対応について協議、発表されました。これを受け、大村市保育会会員の施設においても避難勧告等の発令が出た場合、基本的には以下のとおり公立園と同様の対応とさせていただきます。

なお、勧告等が解除された場合等については一部それぞれの園での対応が異なる場合もございますので、詳細については各園にお尋ね下さい。

時間		発令項目	避難準備 高齢者等避難開始	避難勧告・避難指示（緊急） 気象庁特別警報
保育時間前	午前 6 時 30 分までに解除される場合		園は 開園 とします。 ・安全を確認の上、登園して頂きます。 ・風雨が強く、危険を感じられる場合は、登園を見合わせ、連絡をいただくこととします。	園は 開園 とします。 ・安全を確認の上、登園して頂きます。 ・風雨が強く、危険を感じられる場合は、登園を見合わせ、連絡をいただくこととします。
	午前 6 時 30 分までに解除されない場合		園は 臨時休園 とします。	園は 臨時休園 とします。
	午前 6 時 30 分から午前 7 時までに発令された場合		園は 臨時休園 とします。	園は 臨時休園 とします。
保育時間中			避難準備情報が発表されたことを保護者に連絡し、 園へお迎えを要請 します。 ・発令後にさらに雨風が強くなり、園での待機が危険と判断した場合、避難勧告発令前でも指定された避難先へ避難する場合があります。その際は、保護者の方へ避難先を連絡すると同時に避難時刻及び避難先を園の入口に明記した紙を掲示します。	避難勧告等が発表されたことを保護者に連絡し、 園または避難先へお迎えを要請 します。 ・その時またその後の風雨状況・近隣河川等の状況等を総合的に勘案したうえで、園での待機もしくは避難先への移動の判断をします。避難先へ移動した場合は保護者の方へ避難先を連絡すると同時に、避難時刻及び避難先を園の入口に明記した紙を掲示します。

☆災害時は TV やインターネット等で発令情報を必ずご覧になられるようお願いいたします。

（参考）用語について：避難勧告等に関するガイドライン（2017.1.31 改定）

- ① 避難準備・高齢者等避難開始：避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合
- ② 避難勧告：災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合
- ③ 避難指示(緊急)：災害が発生する等状況が更に悪化し人的被害の危険性が非常に高まった場合
- ④ 気象庁特別警報：気象庁は、大雨・地震・津波・高潮などにより重大な災害の起こる可能性がある時に警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

2. 大村市に震度 5 弱以上の地震が起きた場合、以下のように対応します。

発生時点		震度 5 以上の地震
保育時間前	午前 6 時 30 分までに開園・休園の決定をする	園が 開園 した場合 ①安全を確認のうえ、登園していただきます。 ※大規模な地震が発生した場合、その後余震が続くことも予想されます。 十分な安全が確認されるまでは自宅待機 も視野に入れられることをお願いします。送迎時に危険を感じられる場合は、登園を見合わせていただき、保育園に連絡をお願いします。
	午前 6 時 30 分から午前 7 時までに発生した場合、その時点で開園・休園の決定をする	
保育時間中		① 保護者に連絡し、 園または避難先へのお迎えを要請 します。 ② 園舎及び近隣の被害状況、その後の余震状況を考慮したうえで必要に応じて、園での待機または避難先へ避難します。 ※保育時間中の地震発生時、通信障害が発生することが予想され電話などでの連絡が取れなくなる場合があります。保育園と連絡が取れない場合でもお迎えに来ていただくようお願いいたします。

(参考) 用語について：気象庁震度階級関連解説表（一部抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

3. 避難先：**鈴田出張所・鈴田小学校**

4. 伝達手段：避難勧告等の発令、特別警報の発表及び震度 5 以上の地震の発生（以下「避難勧告等の発令等」といいます。）の場合の休園については、保護者に対し、メール（SNS 等）で連絡します。（予定）

・避難する際は、避難時刻及び避難先は園の入口に明記した紙を掲示します。

5. ご理解ご協力をお願い

・この避難勧告等の発令時の対応につきましては、**大村市の公立園の対応を基に作成**しております。

・避難勧告等の発令等の場合は、園の電話回線が少なく連絡が取れなくなる場合がありますので電話連絡を控えていただきますようお願いいたします。

・大村市のメールマガジン、SNS の受信のための登録、また報道等の確認をお願いします。

6. その他

・1 または 2 により休園となっても**保育料の減額はありせん**。

・認定こども園の 1 号認定の園児については、教育委員会の判断による場合があります。

・避難準備は、要支援者避難勧告の側面を持ち、その後の状況によって避難勧告や避難指示（緊急）が発令されることが十分に予測されることから休園とさせていただきます。